



愛媛県報

発行 愛 媛 県

令和2年12月18日金曜日 第167号

◇ 目 次 ◇ 告 示

大規模小売店舗の変更の届出の概要等（2件）.....	（経営支援課）...1089
肥料の登録.....	（農産園芸課）...1090
肥料登録有効期間の更新.....	（ " ）...1090
落札者等の告示.....	（水産課）...1090
公共測量の終了の通知.....	（道路維持課）...1091
土地改良事業の計画の変更の認可.....	（東予地方局農村整備課）...1091
開発行為に関する工事の完了.....	（中予地方局建築指導課）...1091

公 告

愛媛県運転免許センター感染防止対策修繕.....	（警察本部会計課）...1091
--------------------------	------------------

公安委員会規則

愛媛県暴力団排除条例施行規則の一部を改正する規則.....	（警察本部組織犯罪対策課）...1092
-------------------------------	----------------------

選挙管理委員会告示

直接請求の要件となるべき選挙権を有する者の数.....	（選挙管理委員会）...1106
-----------------------------	------------------

この県報に掲載される入札告示、落札者等の告示及び入札公告は、W T O に基づく政府調達に関する協定の適用を受けるものである。

告 示

○愛媛県告示第1346号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第6条第1項の規定による届出があったので、同条第3項において準用する法第5条第3項の規定に基づき、次のとおり告示する。

当該届出は、愛媛県経済労働部産業支援局経営支援課及び中予地方局産業経済部産業振興課商工観光室並びに松山市役所において告示の日から4月間縦覧に供する。

令和2年12月18日

愛媛県知事 中 村 時 広

1 変更の届出の概要

大規模小売店舗の名称	大規模小売店舗の所在地	変更した事項	変 更 前	変 更 後	変 更 の 年 月 日	届 出 の 年 月 日
サニーマート松山久米店	松山市北久米町698番地1	大規模小売店舗を設置する者の住所	株式会社サニーマート 高知県高知市知寄町二丁目1番37号	株式会社サニーマート 高知県高知市山手町81番地	平成30年 2月15日	令和2年 12月7日
		大規模小売店舗において小売業を行う者	株式会社サニーマート ほか2者	株式会社サニーマート ほか2者	平成30年 2月15日 ほか	

2 意見書の提出

この告示に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、告示の日から4月以内に、愛媛県に次のとおり意見書を提出することができる。

なお、提出された意見書は、その概要を告示するとともに、愛媛県経済労働部産業支援局経営支援課及び中予地方局産業経済部産業振興課商工観光室並びに松山市役所において告示の日から1月間縦覧に供する。

(1) 意見書に記載すべき事項

ア 提出者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

イ 当該大規模小売店舗の名称

ウ 当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項についての意見

(2) 提出先

愛媛県経済労働部産業支援局経営支援課

○愛媛県告示第1347号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第6条第2項の規定による届出があったので、同条第3項において準用する法第5条第3項の規定に基づき、次のとおり告示する。

当該届出及び法第6条第3項において準用する法第5条第2項の添付書類は、愛媛県経済労働部産業支援局経営支援課及び中予地方局産業経済部産業振興課商工観光室並びに松山市役所において告示の日から4月間縦覧に供する。

令和2年12月18日

愛媛県知事 中 村 時 広

1 変更の届出の概要

大規模小売店舗の名称	大規模小売店舗の所在地	変更しようとする事項	変 更 前	変 更 後	変更する年月日	届 出 日 年月日
サニーマート松山久米店	松山市北久米町698番地1	駐車場の自動車の出入口の数及び位置	13箇所	14箇所	令和2年12月8日	令和2年12月7日

2 意見書の提出

この告示に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、告示の日から4月以内に、愛媛県に次のとおり意見書を提出することができる。

なお、提出された意見書は、その概要を告示するとともに、愛媛県経済労働部産業支援局経営支援課及び中予地方局産業経済部産業振興課商工観光室並びに松山市役所において告示の日から1月間縦覧に供する。

(1) 意見書に記載すべき事項

ア 提出者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

イ 当該大規模小売店舗の名称

ウ 当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項についての意見

(2) 提出先

愛媛県経済労働部産業支援局経営支援課

○愛媛県告示第1348号

肥料の品質の確保等に関する法律（昭和25年法律第127号）第7条第1項の規定に基づき、次のとおり肥料の登録をした。

令和2年12月18日

愛媛県知事 中 村 時 広

登録年月日	登録番号	肥料の種類	肥料の名称	保証成分量(%)	その他の規格	生産業者の氏名又は名称及び住所
令和2年11月25日	愛媛県第1297号	魚廃物加工肥料	日振島魚力ス加工肥料	窒素全量 4.0 りん酸全量 1.5	含有を許される有害成分の最大量及びその他の制限事項は、公定規格のとおり	愛媛県漁業協同組合 愛媛県松山市二番町四丁目6番地2

○愛媛県告示第1349号

肥料の品質の確保等に関する法律（昭和25年法律第127号）第12条第2項の規定により、次のとおり肥料登録の有効期間を更新した。

令和2年12月18日

愛媛県知事 中 村 時 広

登録有効期限	登録番号	肥料の種類	肥料の名称	保証成分量(%)	その他の規格	生産業者の氏名又は名称及び住所
令和8年12月24日	愛媛県第1285号	副産石灰肥料	たらちね	アルカリ分 40.0 く溶性苦土 2.0	含有を許される有害成分の最大量及びその他の制限事項は、公定規格のとおり	株式会社研農 高知県高知市百石町二丁目25番20号

○愛媛県告示第1350号

次のとおり落札者を決定した。

令和2年12月18日

愛媛県知事 中 村 時 広

落札に係る特定役務の名称及び数量	契約に関する事務を担当する機関の名称及び所在地	落札者を決定した日	落札者の氏名及び住所	落札金額	契約の相手方を決定した手続	入札公告日
水産修第1号 水産試験船「よしゅう」定期検査に係る修繕業務 一式	愛媛県農林水産部 水産局水産課 愛媛県松山市一番町四丁目4番地2	令和2年10月30日	有限会社赤松造船所 愛媛県宇和島市明倫町二丁目2番26号	66,715,000円	一般競争入札	令和2年9月18日

○愛媛県告示第1351号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定に基づき、松山河川国道事務所長から次のとおり公共測量が終了した旨の通知があった。

令和2年12月18日

愛媛県知事 中 村 時 広

- 1 作業種類 公共測量（用地測量）
- 2 作業期間 令和2年5月11日から11月27日まで

3 作業地域 愛媛県新居浜市地内

○愛媛県告示第1352号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第48条第1項の規定により、西条市港新地土地改良区から認可申請のあった土地改良事業（維持管理）の計画の変更を令和2年12月11日認可した。

令和2年12月18日

愛媛県東予地方局長 齊 藤 直 樹

○愛媛県告示第1353号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第1項に規定する開発行為に関する工事が次のとおり完了した。

令和2年12月18日

愛媛県中予地方局長 東 公 弘

検査済証の番号及び交付年月日	工事を完了した開発区域又は工区に含まれる地域の名称	開発許可を受けた者の住所及び氏名
2中局建（開）第34号 令和2年12月10日	伊予郡松前町大字西古泉字金子61番5	東京都大田区蒲田四丁目18番10 - 801号 中 野 僚 中 野 美 架 子

公 告

○公 告

次のとおり一般競争入札に付する。

令和2年12月18日

愛媛県知事 中 村 時 広

- 1 入札に付する事項
 - (1) 件名
愛媛県運転免許センター感染防止対策修繕
 - (2) 業務名及び数量
愛媛県運転免許センター感染防止対策修繕 1式
 - (3) 業務の内容等
入札説明書及び仕様書による。
 - (4) 実施期間
契約締結日から令和3年3月31日まで
 - (5) 業務の履行場所
仕様書による。
 - (6) 入札方法
入札金額は、愛媛県運転免許センター感染防止対策修繕に係る一切の経費を含めた額を記載すること。
なお、落札決定にあたっては、入札書に記載された金額に当該金額の10パーセントに相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
- 2 入札に参加する者に必要な資格
知事の審査を受け、令和2年度から令和4年度までの製造の請負等に係る一般競争入札に参加する資格を有すると認められた業者で、次の事項に該当するもの。
 - (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規

定に該当しない者であること。

- (2) 現に法人税、地方税、消費税及び地方消費税並びに社会保険料を滞納していない者であること。
- (3) 開札をする日において、知事が行う入札参加資格停止の期間中でない者であること。
- (4) 指定期日までに事前提出書類を提出した者であること。

3 入札書の提出場所等

- (1) 関係書類の提出先、契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び問合せ先
愛媛県警察本部会計課管財係
〒790 8573
愛媛県松山市南堀端町2番地2
電話 (089)934 0110
- (2) 入札説明書の交付期限
令和3年1月27日（水）17時15分
- (3) 入札説明書の交付方法
(1)に掲げる場所で交付する。
- (4) 開札の日時及び場所
令和3年1月29日（金）11時00分
愛媛県警察本部2階聴聞室

4 その他

- (1) 入札及び契約手続において使用する言語及び通貨
日本語及び日本国通貨
- (2) 入札保証金
愛媛県会計規則第135条から第137条までの規定による。
- (3) 契約保証金
愛媛県会計規則第152条から第154条までの規定による。
- (4) 入札者に要求される事項
この入札に参加を希望する者は、事前提出書類を知事に提出し、入札参加資格の確認を受けること。
なお、知事から当該書類の内容に関し説明を求められた場合は、これに応じなければならない。

- ア 受付時期
令和2年12月18日(金)から令和3年1月27日(水)までの執務時間中
必着であれば郵送でも可能
- イ 受付場所
3の(1)に掲げる場所
- (5) 入札の無効
2に掲げる資格を有しない者の提出した入札書及び入札者に求められる義務を履行しなかった者の提出した入札書は、無効とする。
- (6) 契約書作成の要否
要
- (7) 落札者の決定方法
この公告に示した業務を履行できると知事が判断した入札者であって、愛媛県会計規則第133条の規定に基づいて作成され

- た予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行ったものを落札者とする。
- (8) その他
詳細は、入札説明書による。
- 5 Summary
 - (1) Nature and quantity of the service to be rendered:
Driver's License Division Infection Prevention Measure Repair
 - (2) Time limit of tender: 11 a.m., 29 January, 2021
 - (3) For further information, please contact: Finance Division, Police Administration Department, the Ehime Prefectural Police Headquarters, 2-2 Minamihoribata cho, Matsuyama, Ehime 790 8573 Japan
TEL 089 934 0110 (ex. 2274)
FAX 089 943 2892
e mail kaikei@police.pref.ehime.jp

公安委員会規則

○愛媛県公安委員会規則第8号

愛媛県暴力団排除条例施行規則の一部を改正する規則を次のように定める。
令和2年12月18日

愛媛県公安委員会委員長 曾我部 謙 一

愛媛県暴力団排除条例施行規則の一部を改正する規則

第1条 愛媛県暴力団排除条例施行規則(平成22年愛媛県公安委員会規則第7号)の一部を次のように改正する。
次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この規則は、愛媛県暴力団排除条例(平成22年愛媛県条例第24号。以下「条例」という。)第14条、第16条及び第26条から第29条までの規定に基づき、条例の施行に関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(禁止行為に対する中止命令等)</p> <p>第2条 条例第14条第1項の規定による命令は、中止命令書(様式第1号)を交付することにより行うものとする。ただし、緊急を要し、中止命令書により交付するいとまがないときは、口頭により行うことができる。</p> <p>2 警察署長は、前項ただし書の規定による口頭の命令を行ったときは、相当の期間内に理由通知書(様式第2号)を交付することにより、その理由を通知するものとする。ただし、口頭の命令を受けた者の所在が判明しなくなったときその他理由を通知することが困難な事情があるときは、この限りでない。</p> <p>3 条例第14条第4項の規定による命令は、再発防止命令書(様式第3号)を交付することにより行うものとする。</p> <p>(暴力団事務所の開設及び運営に対する中止命令)</p> <p>第3条 条例第16条の規定による命令は、暴力団事務所の開設及び運営に対する中止命令書(様式第4号)を交付することにより行うものとする。</p> <p>(調査の手続)</p> <p>第4条 条例第26条第1項に規定する説明又は資料の提出の要求は、説明・資料の提出要求書(様式第5号)により行うものとする。</p> <p>2 省略</p>	<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この規則は、愛媛県暴力団排除条例(平成22年愛媛県条例第24号。以下「条例」という。)第19条から第22条 _____ までの規定に基づき、条例の施行に関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(調査の手続)</p> <p>第2条 条例第19条 _____ に規定する説明又は資料の提出の要求は、説明・資料の提出要求書(様式第1号)により行うものとする。</p> <p>2 省略</p>

3 条例第26条第1項の規定により文書による説明又は資料の提出を求められた者は、説明・資料提出書（様式第6号）を公安委員会に提出するものとする。

4 省略

5 条例第26条第1項の規定により説明又は資料の提出を求められた者が提出期限までに説明・資料提出書を提出せず、又は口頭による説明期日に出頭しないときは、説明又は資料の提出を拒んだものとして取り扱うものとする。

（口頭による説明の聴取）

第5条 公安委員会は、条例第26条第1項の説明が口頭で行われるときは、警察本部長が指定する警察職員にこれを聴取させることができる。

2 条例第26条第1項の規定により口頭による説明を求められた者（以下「説明者」という。）は、病気その他のやむを得ない理由がある場合には、公安委員会に対し、説明日時等変更申出書（様式第7号）により、口頭による説明の日時又は場所の変更を申し出ることができる。

3 省略

4 公安委員会は、前項の規定により口頭による説明の日時若しくは場所を変更したとき、又は第2項の規定による申出を受けた場合で口頭による説明の日時若しくは場所を変更しなかったときは、速やかに、その旨を説明日時等決定通知書（様式第8号）により説明者に通知しなければならない。

（立入検査等）

第6条 条例第26条第2項に規定する立入検査等を行う警察職員は、警察本部長が指定するものとする。

2 条例第26条第3項の規定による身分を示す証明書の様式は、身分証明書（様式第9号）のとおりとする。

（勧告の方法）

第7条 条例第27条の勧告は、勧告書（様式第10号）により行うものとする。

（公表の方法）

第8条 条例第28条第1項の規定による公表は、次に掲げる事項の愛媛県報への掲載又はインターネットによる公開により行うものとする。

(1)・(2) 省略

（意見を述べる機会の付与）

第9条 公安委員会は、条例第28条第2項の規定により意見を述べる機会を与えるときは、当事者に対し、意見聴取通知書（様式第11号）により通知するものとする。

2 省略

3 公安委員会は、前項に規定する場合を除き、当事者に対し、申述書（様式第12号）の提出を求めるものとする。

4～6 省略

（口頭による意見の聴取）

第10条 省略

2 前条第2項の規定による通知を受けた者（以下「意見者」という。）は、病気その他のやむを得ない理由がある場合には、公安委員会に対し、意見聴取日時等変更申出書（様式第13号）により、口頭による意見の聴取の日時又は場所の変更を申し出ることができる。

3 省略

4 公安委員会は、前項の規定により口頭による意見の聴取の日時

3 条例第19条 _____ の規定により文書による説明又は資料の提出を求められた者は、説明・資料提出書（様式第2号）を公安委員会に提出するものとする。

4 省略

5 条例第19条 _____ の規定により説明又は資料の提出を求められた者が提出期限までに説明・資料提出書を提出せず、又は口頭による説明期日に出頭しないときは、説明又は資料の提出を拒んだものとして取り扱うものとする。

（口頭による説明の聴取）

第3条 公安委員会は、条例第19条 _____ の説明が口頭で行われるときは、警察本部長が指定する警察職員にこれを聴取させることができる。

2 条例第19条 _____ の規定により口頭による説明を求められた者（以下「説明者」という。）は、病気その他のやむを得ない理由がある場合には、公安委員会に対し、説明日時等変更申出書（様式第3号）により、口頭による説明の日時又は場所の変更を申し出ることができる。

3 省略

4 公安委員会は、前項の規定により口頭による説明の日時若しくは場所を変更したとき、又は第2項の規定による申出を受けた場合で口頭による説明の日時若しくは場所を変更しなかったときは、速やかに、その旨を説明日時等決定通知書（様式第4号）により説明者に通知しなければならない。

（勧告の方法）

第4条 条例第20条の勧告は、勧告書（様式第5号）により行うものとする。

（公表の方法）

第5条 条例第21条第1項の規定による公表は、次に掲げる事項の愛媛県報への掲載又はインターネットによる公開により行うものとする。

(1)・(2) 省略

（意見を述べる機会の付与）

第6条 公安委員会は、条例第21条第2項の規定により意見を述べる機会を与えるときは、当事者に対し、意見聴取通知書（様式第6号）により通知するものとする。

2 省略

3 公安委員会は、前項に規定する場合を除き、当事者に対し、申述書（様式第7号）の提出を求めるものとする。

4～6 省略

（口頭による意見の聴取）

第7条 省略

2 前条第2項の規定による通知を受けた者（以下「意見者」という。）は、病気その他のやむを得ない理由がある場合には、公安委員会に対し、意見聴取日時等変更申出書（様式第8号）により、口頭による意見の聴取の日時又は場所の変更を申し出ることができる。

3 省略

4 公安委員会は、前項の規定により口頭による意見の聴取の日時

若しくは場所を変更したとき、又は第2項の規定による申出を受けた場合で口頭による意見の聴取の日時若しくは場所を変更しなかったときは、速やかに、その旨を意見聴取日時等決定通知書（様式第14号）により意見者に通知しなければならない。

（代理人の選任等）

第11条 条例第26条第1項の規定により説明若しくは資料の提出を求められた者又は条例第28条第2項の規定により意見を述べる機会を与えられた者（以下「当事者等」という。）は、代理人を選任することができる。

2 省略

3 当事者等は、代理人を選任しようとするときは、代理人選任届出書（様式第15号）を公安委員会に提出しなければならない。

4 当事者等は、第1項の規定により選任した代理人がその資格を失ったときは、代理人資格喪失届出書（様式第16号）によりその旨を公安委員会に届け出なければならない。

（聴聞及び弁明の機会の付与）

第12条 聴聞及び弁明の機会の付与の手續については、聴聞及び弁明の機会の付与に関する規則（平成6年国家公安委員会規則第26号）の規定を準用する。

（補則）

第13条 この規則に定めるもののほか、条例の施行に関し必要な事項は、警察本部長が定める。

若しくは場所を変更したとき、又は第2項の規定による申出を受けた場合で口頭による意見の聴取の日時若しくは場所を変更しなかったときは、速やかに、その旨を意見聴取日時等決定通知書（様式第9号）により意見者に通知しなければならない。

（代理人の選任等）

第8条 条例第19条 _____ の規定により説明若しくは資料の提出を求められた者又は条例第21条第2項の規定により意見を述べる機会を与えられた者（以下「当事者等」という。）は、代理人を選任することができる。

2 省略

3 当事者等は、代理人を選任しようとするときは、代理人選任届出書（様式第10号）を公安委員会に提出しなければならない。

4 当事者等は、第1項の規定により選任した代理人がその資格を失ったときは、代理人資格喪失届出書（様式第11号）によりその旨を公安委員会に届け出なければならない。

（補則）

第9条 この規則に定めるもののほか、条例の施行に関し必要な事項は、警察本部長が定める。

第2条 愛媛県暴力団排除条例施行規則の一部を次のように改正する。

様式第11号中「第8条」を「第11条」に改め、「㊦」を削り、同様式を様式第16号とする。

様式第10号中「第8条」を「第11条」に改め、「㊦」を削り、同様式を様式第15号とする。

様式第9号中「第7条」を「第10条」に改め、同様式を様式第14号とする。

様式第8号中「第7条」を「第10条」に改め、「㊦」を削り、同様式を様式第13号とする。

様式第7号中「第6条」を「第9条」に改め、「㊦」を削り、同様式を様式第12号とする。

様式第6号中「第6条」を「第9条」に改め、同様式を様式第11号とする。

様式第5号中「第4条」を「第7条」に、「第20条」を「第27条」に、「第21条」を「第28条」に改め、同様式を様式第10号とする。

様式第4号中「第3条」を「第5条」に改め、同様式を様式第8号とし、同様式の次に次の1様式を加える。

様式第9号(第6条関係)

(用紙 縦5.4センチメートル 横8.5センチメートル)

(表)

公委第 号

身 分 証 明 書

写 真

官 職

氏 名

上記の者は、愛媛県暴力団排除条例第26条第2項の規定による立入検査等に
従事する警察職員であることを証明する。

年 月 日

愛媛県公安委員会



(裏)

愛媛県暴力団排除条例（抜粋）

(調査及び立入検査等)

- 第26条 公安委員会は、第13条第1項若しくは第2項、第15条第3項、第17条第1項若しくは第2項、第19条、第20条第1項、第21条、第22条第2項、第23条第2項、第24条第1項又は前条第1項の規定に違反する行為をした疑いがあると認められる者その他の関係者に対し、公安委員会規則で定めるところにより、その違反の事実を明らかにするために必要な限度において、文書若しくは口頭による説明又は資料の提出を求めることができる。
- 2 公安委員会は、第13条第1項又は第15条第3項の規定に違反する行為をした疑いがあると認められるときは、この条例の施行に必要な限度において、公安委員会規則で定めるところにより、その警察職員に、暴力団事務所に入り、物件を検査させ、又はこれらの規定に違反する行為をした疑いがあると認められる者その他の関係者に質問させることができる。
- 3 前項の規定による立入検査等をする警察職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。
- 4 第2項の規定による立入検査等の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

様式第3号中「第3条」を「第5条」に改め、「㊦」を削り、同様式を様式第7号とする。

様式第2号中「第2条」を「第4条」に改め、「㊦」を削り、同様式を様式第6号とする。

様式第1号中「第2条」を「第4条」に、「第19条」を「第26条」に、「第21条」を「第28条」に改め、同様式を様式第5号とする。

附則の次に次の4様式を加える。

様式第1号(第2条関係)

(表)

第 号
年 月 日

中 止 命 令 書

殿

印

命 令 を 受 け る 者	本(国)籍	
	住 所	
	氏 名	
	生年月日	

上記の者に対し、愛媛県暴力団排除条例第14条第1項の規定により、下記のとおり命令します。

記

命 令 の 内 容	
命 令 を す る 理 由	

(裏)

(教示)

この処分に不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、愛媛県公安委員会に対して審査請求をすることができます(処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても処分の日から1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。)

この処分の取消しの訴えは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に愛媛県を被告(愛媛県公安委員会が被告の代表になります。)として提起することができます(処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、処分の日から1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。)。ただし、処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます(裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、裁決の日から1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。)

ただし、正当な理由があるときは、この限りではありません。

様式第2号(第2条関係)

(表)

第 号
年 月 日

理 由 通 知 書

殿

印

命 令 を 受 け た 者	本(国)籍	
	住 所	
	氏 名	
	生年月日	

上記の者に対し、愛媛県暴力団排除条例施行規則第2条第3項の規定に基づき、上記の者に中止命令を発した理由を下記のとおり通知します。

記

口頭 命令	日時	
	場所	
命令をする 理 由		

(裏)

(教示)

この処分に不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、愛媛県公安委員会に対して審査請求をすることができます(処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても処分の日から1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。)

この処分の取消しの訴えは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に愛媛県を被告(愛媛県公安委員会が被告の代表になります。)として提起することができます(処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、処分の日から1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。)。ただし、処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます(裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、裁決の日から1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。)

ただし、正当な理由があるときは、この限りではありません。

様式第3号(第2条関係)

(表)

公委第 号
年 月 日

再 発 防 止 命 令 書

殿

愛媛県公安委員会 印

命 令 を 受 け る 者	本(国)籍	
	住 所	
	氏 名	
	生年月日	

上記の者に対し、愛媛県暴力団排除条例第14条第4項の規定により、下記のとおり命令します。

記

命 令 の 内 容	
命 令 を す る 理 由	

(裏)

(教示)

この処分に不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、愛媛県公安委員会に対して審査請求をすることができます(処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても処分の日から1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。)

この処分の取消しの訴えは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に愛媛県を被告(愛媛県公安委員会が被告の代表になります。)として提起することができます(処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、処分の日から1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。)。ただし、処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます(裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、裁決の日から1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。)

ただし、正当な理由があるときは、この限りではありません。

様式第4号(第3条関係)

(表)

公委第 号
年 月 日

暴力団事務所の開設及び運営に対する中止命令書

殿

愛媛県公安委員会 印

命 令 を 受 け る 者	本(国)籍	
	住 所	
	氏 名	
	生年月日	
	命令に係る 暴力団事務 所の所在地	

上記の者に対し、愛媛県暴力団排除条例第16条の規定により、下記のとおり命令します。

記

命 令 の 内 容	
命 令 を す る 理 由	

(裏)

(教示)

この処分に不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、愛媛県公安委員会に対して審査請求をすることができます(処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても処分の日から1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。)

この処分の取消しの訴えは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に愛媛県を被告(愛媛県公安委員会が被告の代表になります。)として提起することができます(処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、処分の日から1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。)。ただし、処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます(裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、裁決の日から1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。)

ただし、正当な理由があるときは、この限りではありません。

附 則

この規則は、令和3年1月1日から施行する。

選挙管理委員会告示

○愛媛県選挙管理委員会告示第61号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第2編第5章及び地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第8条第1項の規定による直接請求の要件となるべき選挙権を有する者の数は、次のとおりである。

令和2年12月18日

愛媛県選挙管理委員会

委員長 大塚 岩 男

1 直接請求（県議会議員の解職請求を除く。）の要件となるべき選挙権を有する者の数

- (1) 選挙権を有する者の総数 1,151,152
- (2) 選挙権を有する者の総数の50分の1の数 23,024
- (3) 80万を超える数に8分の1を乗じて得た数と40万に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数 243,894

2 県議会議員の解職請求の要件となるべき選挙権を有する者の数

選挙区別	選挙権を有する者の総数	同左の3分の1の数 (松山市・上浮穴郡選挙区にあっては、同左の40万を超える数に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数)
伊予郡	43,300	14,434
南宇和郡	18,352	6,118
松山市・上浮穴郡	435,632	139,272
今治市・越智郡	137,945	45,982
宇和島市・北宇和郡	75,692	25,231
八幡浜市・西宇和郡	36,713	12,238
新居浜市	99,199	33,067
西条市	90,621	30,207
大洲市・喜多郡	50,104	16,702
伊予市	30,983	10,328
四国中央市	72,578	24,193
西予市	31,886	10,629
東温市	28,147	9,383